

秋田県告示第 1 5 7 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成29年 3 月24日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 堀 井 啓 一

1 道路の区域

道路の 種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	小滝二ツ井線	能代市二ツ井町梅内字船打沢36番 1 地先から31番地先まで	4.00～21.20	0.199
	新	小滝二ツ井線	〃	4.60～12.10	0.189

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県山本地域振興局建設部用地課
(2) 期間及び時間 平成29年 3 月24日から同年 4 月 6 日までの午前 9 時から午後 5 時まで(日曜日、土曜日を除く。)